

電気供給約款【取次】

2019年10月1日制定

株式会社ひまわりでんき

(小売電気事業者：HTB エナジー 株式会社)

目次

目次

I 総則	1
1 適用	1
2 約款の変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需要場所	4
9 需給契約の単位	5
10 供給の開始	5
11 供給の単位	6
12 承諾の限界	6
III 契約種別および料金	6
13 契約種別および電気料金	6
IV 料金の算定および支払い	6
14 料金の適用開始の時期	6
15 検針日	7
16 料金の算定期間	7
17 使用電力量の計量	7
18 料金の算定	7
19 日割計算	7
20 料金の支払義務および支払期日	8
21 料金その他の支払方法	9

22 延滞利息	9
V 使用および供給	9
23 適正契約の保持	9
24 力率の保持	9
25 需要場所への立入りによる業務の実施.....	10
26 電気の使用にともなうお客さまの協力	10
27 違約金	11
28 供給の中止または使用の制限もしくは中止	11
29 損害賠償の免責	11
30 設備の賠償	12
VI 契約の変更および終了	12
31 需給契約の変更	12
32 名義の変更	12
33 需給契約の廃止	12
34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金および工事費の精算	13
35 解約等	13
36 需給契約消滅後の債権債務関係	14
37 準拠法	14
38 合意管轄.....	14
VII 供給方法および工事	14
39 需給地点および施設.....	14
40 計量器等の取付け	14
41 電流制限器等の取付け	15
VIII 工事費の負担	15
42 工事費負担金.....	15
43 工事費負担金の申受けおよび精算.....	15
44 需給開始に至らないで需給契約を廃止 または変更される場合の費用の申受け	16

IX 調査および保安に対するお客さまの協力	16
45 保安の責任	16
46 調査	16
47 調査に対するお客さまの協力	16
48 保安に対するお客さまの協力	16
X その他	17
49 手数料等	17
50 反社会的勢力の排除	17
附 則	18
1 本約款の実施期日	18
別 表	19
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	19
2 燃料費調整	20
3 日割計算の基本算式	23
4 提供エリア	26

I 総則

1 適用

- (1) この「電気供給約款【取次】」（以下「本約款」といいます。）は、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行っている当社との間で電気の需給に関する契約（以下「需給契約」といいます。）を締結するお客さまに対して、小売電気事業者が一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
沖縄県、および離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）

2 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) (1)に基づき本約款を変更する場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については説明を要する事項のうち、本約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地のみを説明し記載すれば足りるものといたします。
- (3) (1)に基づき本約款を変更する場合、当社は、本約款の変更内容を、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を一定期間当社の WEB サイトに掲示することでお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものといたします。なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせを省略いたします。

3 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

- (15) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。
- (16) 小売電気事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者である HTB エナジー株式会社（小売電気事業者登録番号 A0172）をいいます。
- (17) 託送供給等約款
電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。
- (18) 離島供給約款
電気事業法第 21 条に規定され、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。

4 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

本約款に定めのない事項および本約款の実施上必要な細目的事項については、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、一般送配電事業者が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、一般送配電事業者と協議をしていただきます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、インターネット、書面、電話等その他当社所定の方法によって申込みをしていただきます。
- (2) 当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力について、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを受け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、契約種別ごとに契約種別説明書にて定めます。
 - ロ 契約期間満了日の15日前までに需給契約の終了または変更の申出がない場合は、当該契約期間の満了日の翌日に、契約種別ごとに定める契約期間と同期間ごと、同一条件で更新いたします。
- (3) 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信またはインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものいたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものいたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、動力の契約種別と従量電灯の契約種別をあわせて契約する場合を除き、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

10 供給の開始

- (1) 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客さまにお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続を完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- (2) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 当社は、小売電気事業者が供給力を十分に確保できない場合または天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

- (4) 一般送配電事業者の供給設備の工事を要する場合等は、用地事情等により需給開始までに長期間を要することがあるため、お客さまの需給開始希望日に応じられないことがあります。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、小売電気事業者の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまが本約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別および電気料金

- (1) 契約種別および電気料金に関する詳細事項等は、契約種別説明書にて定めます。
- (2) 契約種別説明書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、料金表等を定めます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

14 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

15 検針日

検針は一般送配電事業者が定めた日（お客さまの属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

16 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

17 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

18 料金の算定

- (1) 料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (2) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

19 日割計算

- (1) 当社は、18（料金の算定）(2)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 3（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 3（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。
- ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) (1)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

20 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - イ 原則として、検針日といたします。
 - ロ 検針日に、一般送配電事業者または小売電気事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。
 - ハ 一般送配電事業者または小売電気事業者から受領したお客様の接続供給電力量の値の欠損等により、受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。
 - ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までに支払っていただきます。支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。
 - イ 口座振替払い
毎月 26 日を支払期日といたします。ただし、26 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。
 - ロ クレジットカード払い
お客様が当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払い期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客様の支払い状況等により当社に料金の立替払いが行われない旨の通知があつた場合は、その通知があつた日といたします。
- (3) 支払期日から 10 歴日の間は、22（延滞利息）に定める、延滞利息は発生しないものとします。
- (4) 当社は、(2)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、コンビニ払込票を発行いたしますので、コンビニ払込票によりお支払いください。支払期日は、発行日のから当月末日といたします。なお、コンビニ払込票の発行に伴う事務手数料 200 円（税込）はお客様の負担とします。
 - イ クレジットカードでの決済が不能になった場合
 - ロ お客様が指定する口座から当社の口座へ料金を振り替えることができなかった場合
- (6) 供給開始後初月度の料金につき、請求金額の総額が 1,000 円（税込）に満たない場合はご請求を繰り越し、翌月度の料金に合算してご請求いたします。

21 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定する方法で支払っていただきます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

22 延滞利息

お客さまが、支払期日を経過してもなお料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払っていただきます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

V 使用および供給

23 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、90 パーセント以上に保持していただきます。

25 需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまの需要場所に関し、一般送配電事業者等が、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、以下同じとします。）に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 48（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 33（需給契約の廃止）(1)または 35（解約等）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

26 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

27 違約金

- (1) お客さまが 35（解約等）(1)の二に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、お客さまは当社に対して、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払うものいたします。
- (2) (1)の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。
- (4) 前三項の他、別途当社がお客さまに対して定める違約金がある場合には、お客さまは当社所定の方法にてそれを支払うものとします。
- (5) お客さまは、すべての契約種別において、契約種別説明書に定める更新月を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として 3,850 円（税込）をお支払いいただきます。但し、以下の理由の場合を除きます。
 - イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
 - ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

28 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社、小売電気事業者または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合。
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。
 - ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。
 - ニ 非常変災の場合。
 - ホ その他保安上必要がある場合。
- (2) (1)の場合には、当社、小売電気事業者または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

29 損害賠償の免責

- (1) 28（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 35（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

30 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

31 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
- (2) お客さまが、当社から当社への契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、お申込みをしていただきます。

32 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社所定の方法により申し出ていただきます。

33 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。
- (2) 需給契約は、35（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
- イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

- 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。

34 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量または契約電力の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

35 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
 - イ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期およびその他当社が提示を求めた事項に関し事実と反する申出を行った場合。
 - 他人になりすまして各種サービスを利用した場合。
 - ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
 - ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合。
 - ホ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
 - ヘ 25（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
 - ト 26（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合。
 - チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまに対する通知により、需給契約を解約することがあります。
 - イ お客さまが需給契約にもとづく料金、料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他需給契約にもとづく生ずる金銭債務をいいます。）その他需給契約にかかわらずお客さまが当社に対して負う一切の債務について、支払期日を経過してなお支払われない場合

□ その他お客さまが本約款に違反した場合。

- (3) お客さまが、33（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。
- (4) 動力の契約種別と従量電灯の契約種別の同時申し込みを行った場合の解約において、従量電灯の契約種別を解約する際は、動力の契約種別も解約しなければならないものとします。
- (5) お客さまが(1)または(2)のいずれかに該当し、当社がお客さまに対する通知により需給契約を解約した場合、お客さまは当社に対して負う一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその一切の債務を弁済するものとします。

36 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

37 準拠法

本約款にもとづく需給契約またはこれに関連する契約は、すべての日本法によって解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。

38 合意管轄

需給契約に関して生じた一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

Ⅶ 供給方法および工事

39 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点は、託送供給等約款における供給地点といたします。
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

40 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

- (2) 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客さまから申し受けます。

41 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客さまから申し受けます。

VIII 工事費の負担

42 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約電流、契約容量、契約電力等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約電流、契約容量、契約電力等の増加をとみなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者または小売電気事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。

43 工事費負担金の申受けおよび精算

当社が託送供給等約款に基づき 42（工事費負担金）の工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

44 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者または小売電気事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

IX 調査および保安に対するお客さまの協力

45 保安の責任

一般送配電事業者が、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

46 調査

一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

47 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) お客さまは、一般送配電事業者が46（調査）を行うにあたり必要があるときは、一般送配電事業者に対して電気工作物の配線を提示していただきます。

48 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。
この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配

電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

49 手数料等

お客さまは、料金の支払方法に応じた支払請求手数料や需給契約の解約に伴う手数料等、その他別途当社がお客さまに対して定める諸手数料がある場合には、当社所定の方法にてそれを支払うものとします。

50 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
- イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
 - ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
 - ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
 - ト その他前各号に準ずる者
- (2) 当社は、お客さまが(1)に違反していることが判明した場合、またはお客さまが(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

附 則

1 本約款の実施期日

(1) 本約款は、2019年10月1日から実施いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、別表 4（提供エリア）に定める関西電力エリア、中国電力エリアまたは四国電力エリアで供給する電気に関する最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、別表 4（提供エリア）に定める提供エリアごとに以下の通りといたします。

北海道電力エリア	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
東北電力エリア	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
東京電力エリア	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
中部電力エリア	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
北陸電力エリア	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
関西電力エリア	$\alpha = 0.0332$	$\beta = 0.3786$	$\gamma = 0.6231$
中国電力エリア	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\gamma = 0.9761$
四国電力エリア	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
九州電力エリア	$\alpha = 0.1490$	$\beta = 0.2575$	$\gamma = 0.7179$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は、別表 4（提供エリア）に定める提供エリアごとに以下の通りといたします。

北海道電力エリア	37,200 円
東北電力エリア	31,400 円
東京電力エリア	44,200 円
中部電力エリア	45,900 円
北陸電力エリア	21,900 円
関西電力エリア	27,100 円
中国電力エリア	26,000 円
四国電力エリア	26,000 円
九州電力エリア	27,400 円

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分

毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 (翌年が閏年の場合は翌年の 2 月 29 日) までの期間	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、別表 4（提供エリア）に定める関西電力エリア、中国電力エリアまたは四国電力エリアで供給する電気に関する最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 関西電力エリア、中国電力エリアおよび四国電力エリア

提供エリア	料金区分		金額（税抜）
関西電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 93 銭 2 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	19 銭 5 厘
中国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 61 銭 3 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	24 銭 1 厘
四国電力エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 95 銭 8 厘
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	17 銭 8 厘

ロ イ以外の提供エリア

提供エリア	料金区分	金額（税抜）
北海道電力エリア	1 キロワット時につき	19 銭 3 厘
東北電力エリア	1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
東京電力エリア	1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
中部電力エリア	1 キロワット時につき	22 銭 9 厘
北陸電力エリア	1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
九州電力エリア	1 キロワット時につき	17 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

3 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

イ 関西電力エリア・中国電力エリアの場合

- (イ) 最低料金適用電力量

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、イにおける最低料金適用電力量とは、最初の15キロワット時までの最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

- (ロ) 第1段階料金適用電力量

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、イにおける第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ハ) 第2段階料金適用電力量

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、イにおける第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 四国電力エリアの場合

(イ) 最低料金適用電力量

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ロにおける最低料金適用電力量とは、最初の 11 キロワット時までの最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第 1 段階料金適用電力量

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ロにおける第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 第 2 段階料金適用電力量

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ロにおける第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 北海道電力エリアの場合

(イ) 第 1 段階料金適用電力量

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ハにおける第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第 2 段階料金適用電力量

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ロにおける第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ニ イ、ロおよびハ以外の提供エリアの場合

(イ) 第 1 段階料金適用電力量

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ニにおける第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 第 2 段階料金適用電力量

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、ニにおける第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ホ イ、ロ、ハまたはニによって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

18（料金の算定）(2)の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

4 提供エリア

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、三重県の一部、
中国電力エリア	鳥取県、島根県（一部を除く）、岡山県、広島県、山口県（一部を除く）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

但し離島を除くこととする。